

教育訓練中の生活を支えるための給付と融資制度の創設（令和 7 年 10 月施行）

教育訓練休暇給付金

雇用保険被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する制度です。

【教育訓練休暇給付金の活用例】

- ・外国企業とのコミュニケーションが必要となる部署への異動を想定し、語学の習得に専念する。
- ・IT 企業で勤務している労働者が、上位資格を取得する。 など

○対象者…雇用保険被保険者（次の①②の要件を満たすこと）

- ①休暇開始前 2 年間に 12 ヶ月以上の被保険者期間があること。
- ②休暇開始前に 5 年以上雇用保険に加入していた期間があること。

○支給要件…次の①～③すべての要件をみたす教育訓練のための休暇を取得すること。

- ①就業規則や労働協約に規定された休暇制度に基づく休暇。
- ②自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て取得する **30 日以上**の無休の休暇。
- ③学校教育法に基づく学校や教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が実施する教育訓練等を受けるための休暇。

○給付内容

- ・給付を受けることのできる期間（受給期間）は休暇開始日から起算して 1 年間。受給期間内の教育訓練休暇を取得した日について給付を受けられます。
- ・給付日数は雇用保険に加入していた期間に応じて 90 日、120 日または 150 日。
- ・給付日額は原則休暇開始日前 6 ヶ月の賃金日額に応じて算定されます。
- ・当給付金を受けた場合、休暇開始日より前の被保険者期間はリセットされ通算できなくなります。

○問合せ…職業安定課または各ハローワーク

リ・スキリング等教育訓練支援融資事業

個人のスキルアップ等を支援するため、教育訓練費用及び教育訓練受講中の生活費を融資する制度です。

○対象者…雇用保険被保険者以外の者（雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、雇用保険の受給が終了した離職者、雇用されることを目指すフリーランス等）で①②を満たす者

①職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 2 条に規定する特定求職者であって、過去に通算して 3 年以上就業したことがある者

②融資申込時年齢が 18 歳以上かつ融資開始時の年齢が満 66 歳未満で、最終返済時の年齢が満 76 歳未満である者

○融資内容

- ・教育訓練費用（貸付上限年間 120 万円）、生活費用（貸付上限年間 120 万円）を対象に最大 2 年間分（ただし年収 200 万円未満の者や離職者に対しては最大 1 年間分）
- ・貸付利率…年 2.0%（信用保証料 0.5%含む）
- ・担保・保証人…不要
- ・返済期間…教育訓練修了後から 1 年間（据え置き期間）経過後 10 年間以内
- ・返済方法…元利均等方式

○その他

・求職者支援訓練、公共職業訓練又は教育訓練給付金の指定講座を対象として、訓練修了後、雇用保険被保険者として 1 年以上の雇用継続に繋がりを、訓練修了前後の賃金を比較して上昇した場合は債務の一部を免除する。

○問合せ…訓練課または各ハローワーク